

昨 年の夏以降GX実行会議（議長、岸田文雄総理）で議論が進められてきた「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定された。

内容は、気候変動問題への対応だけにとどまらず、ロシアのウクライナ侵略を受けたエネルギーの安定供給も加わり包括的なものとなった。再エネや原子力など自給率向上に資する脱炭素の取組みの推進と、GX経済移行債を発行した投資支援（今後10年間官民で150兆円の投資、うち政府投資20兆円）を行うとともに、カーボンプライシングを導入し償還財源の確保と企業の削減努力を促す。これにより2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成を目指すとされており、関連法案が審議中である。

カーボンプライシングには、CO₂排出枠を取引する「排出量取引」、CO₂排出量に応じて課税する「炭素税」、対策により実現した排出削減量をクレジットとして自主的に売買する「クレジット取引」などがあり、欧州で本格的に導入されているのは「排出量取引」と「炭素税」の2つだ。

今回わが国は、電力会社に有償でCO₂の排出枠を買い取らせる「排出量取引」の有償オークションの導入と、化石燃料の輸入業者への「炭素に対する賦課金」の組合せを決めた。排出量取引は2026年度から本格的に開始され2033年度から段階的に有償化する。「賦課金」については、今後石油石炭税収がGXの進展により減少していくことや、再エネ賦課金総額が再エネ電気の買取価格の低下等によりピークを迎えた後に減少していくことを踏まえて、2028年度から導入する。今後2年以内に具体的設計についての法案を出すこととなっている。

20兆円の政府投資をまかなうGX経済移行債の発行は2023年度から本格的に始まり、前述の

償還財源があるので「つなぎ国債」とされるようだが、償還財源スキームには不明な点が多く疑問も残る。

もう1つ、カーボンプライシングの内容にも問題がある。これまで環境省などで議論され欧州諸国では標準となっている「炭素税」というツールが、経済界の反対で消えてしまった。「炭素税」を排除したままで、カーボンゼロを進めていくことが可能なのかという疑問である。

さらに差し迫った問題がある。EUは2026年から、排出量に応じて炭素価格の差額を徴収する炭素国境調整措置（CBAM）を段階的に導入する。ここでは、炭素価格メカニズムであるEU-ETS（排出量取引制度）のCO₂排出量1トン当たりの価格は80ユーロ程度（約1万円程度）となっており、わが国の「地球温暖化対策のための税」（炭素税）の289円と比べてその差は大きい。わが国が何らかの対応をしなければ、CBAMの対象となってしまう。これは、わが国が今

後導入を予定している「賦課金」をどう設計し、それをEUがどう評価するのかという問題でもある。

先日、経産省多田次官とこの問題について議論をする機会があったが、次官は以下の趣旨のことを述べられた。「グローバルに活動されている企業は、EUの国境調整に対して不安を抱く向きも多いので、その解消も含めて今回の成長志向型カーボンプライシングの方策を採用した経緯がある。今後われわれとしてその点をしっかりEU当局に説明していく必要がある。EU当局に認知してもらわなければ産業界を裏切ることになる。」（『時評』2023年5月号）。

課題を抱えたまま出発するGXだが、経済成長と国際目標の達成という2つの課題に向けて、今後の展開をしっかりと見守っていきたい。

連載

税制之理

森信茂樹
東京財団政策研究所研究主幹

第194回
GX経済移行債と炭素税の行方